

鉄筋継手部検査技術者技量検定規定

平成 19 年 3 月 8 日 制定
＜中略・改訂記録表記載＞
平成 24 年 3 月 13 日 改正
平成 25 年 3 月 11 日 改正
平成 26 年 11 月 10 日 改正
平成 28 年 11 月 17 日 改正
平成 29 年 6 月 15 日 改正
平成 29 年 11 月 16 日 改正
平成 30 年 3 月 8 日 改正

第 1 章 総 則

1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という）が、鉄筋継手部の品質確保を図るため、日本鉄筋継手協会 技量資格者検定制度規則（以下「規則」という）及び技量資格者中間審査規定（以下、「中間審査規定」という）に基づき、鉄筋継手部検査技術者技量検定試験（以下、「検定試験」という）の運用・実施の他、合否判定結果の通知、鉄筋継手部の検査を行う鉄筋継手部検査技術者の資格の認証及び適格性証明書の取扱いについて定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、JIS Z 3062 : 2014（鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）、JRJS 0005 : 2017（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）、JRJS 0003 : 2017（機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）を考慮して実施する鉄筋継手部検査技術者の検定試験実施及び資格の認証に適用する。

3. 委員会

本規定の実施に当たっては、鉄筋継手部検査技術者技量検定委員会（以下、「検定委員会」という）が所管し、検定試験の公平性、有効性及び信頼性の維持と向上のため、管理主体である要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という）の管理と指導のもとに、検定試験を実施する。

（1）管理委員会

管理委員会は、検定委員会による検定試験の評価結果と評価・合否判定基準に基づいて、鉄筋継手部検査技術者の適格性を認証する。

（2）検定委員会

検定委員会は、次の業務を担当する。

1) 検定試験の実施

2) 評価・合否判定基準に基づく検定試験結果の採点・評価

- 3) 検定試験の評価結果の確認と報告
- 4) その他、管理委員会が必要と認める業務

4. 用語の定義

- (1) 協会：公益社団法人 日本鉄筋継手協会
- (2) J R J S：公益社団法人 日本鉄筋継手協会規格、基準
- (3) 要員：技量者・技術者などの総称。
- (4) 資格認証：適格性の認証のことであり、要員の技術・技量が、特定の規格・規定又は規範に適合していることについて、十分信頼できることを証明すること。
- (5) 技量資格：技量に関する適格性の認証を得た状態、身分、地位。
- (6) 適格性証明書：要員認証制度のもとで発行される文書であり、記名された者の技術・技量が、特定の規格・規定に適合していることについて、十分に信頼できることを示す文書。ただし、記名された者が提供したサービスの結果まで保証するものではない。
- (7) 登録者：有効な適格性証明書を保有する資格者のこと。
- (8) 登録日：資格認証により技量資格が認証された日。
- (9) 有効期間：技量資格の有効な期間。
- (10) 使用期限：適格性証明書の有効な期限。
- (11) 受験者：候補者のことで認証機関から適格性証明書を得ようとする申請者。資格の更新を受ける場合を含む。
- (12) 評価：検定試験結果を評価・合否判定基準に基づいて採点・評価すること。
- (13) 判定：検定試験の採点・評価結果と評価・合否判定基準に基づいて、合否を判断すること。
- (14) 試験体：検定試験に供するために製作された試験材。
- (15) 検定試験：要員の技術・技量が、特定の規格・規範に適合していることを証明し、認証するために行われる試験。
- (16) 定時試験：あらかじめ試験日時と会場を定めて実施する検定試験。
- (17) 随時試験：検定委員会が必要と認めた場合に実施する検定試験。
- (18) 新規試験：新たに技量資格を取得するために受験する検定試験。
- (19) 更新試験：登録者に対して取得している技量資格について再評価し、認証を行うための検定試験。
- (20) 追試験：新規試験において、学科試験又は実技試験結果のいずれか一方が評価・合否判定基準を満足しなかった場合に、再度受験することを認めた試験。
- (21) 失格：検定試験の開始及び続行が不可能な場合又は検定試験中に不正行為が認められた場合に検定委員が受験の中止又は受験の無効を判断すること。
- (22) 中間審査：技量資格者中間審査実施規則に基づき登録者が適格性証明書の有効期間を通じて、技量や超音波探傷に関する一般知識を維持

していることを登録者自身が証明し、その維持の状態を協会が確認するための審査。

(23) 中間審査期間：技量者が新規又は更新により取得した適格性証明書の使用期限の1年前の日から使用期限日までの期間

(24) 汎用探傷器：パルス反射式Aスコープ探傷器。

(25) 専用探傷器：鉄筋ガス圧接部専用簡易探傷器。

第2章 技量資格

5. 技量資格の種別及び検査作業可能範囲

5.1 技量資格の検査対象鉄筋継手部

鉄筋継手部検査技術者技量資格として次の種別を定め、各種別の検査対象の鉄筋継手部を表1のとおりとする。

表1 検査対象の鉄筋継手部

資格種別	検査対象継手部
1G種	ガス圧接継手部
1W種	溶接継手部
1M種	機械式継手部
2種	ガス圧接継手部、溶接継手部
3種	ガス圧接継手部、溶接継手部、機械式継手部

5.2 鉄筋継手部の検査作業可能範囲

鉄筋継手部検査技術者は、検査対象継手部の外観検査及び超音波探傷・測定検査を実施する。

鉄筋継手部の外観検査及び超音波探傷・測定検査作業可能範囲は、表2のとおりとする。

表2 検査作業可能範囲

鉄筋継手部	鉄筋の種別	鉄筋の呼び名
ガス圧接継手部	SD295A、SD295B、SD345、SD390、SD490	D16～D51
溶接継手部	SD345、SD390	D19～D51
機械式継手部	SD295A、SD295B、SD345、SD390、SD490、USD590A、USD590B、USD685A、USD685B	D10～D51

6. 技量資格の取得

技量資格を取得しようとする者は、第3章に規定する検定試験に合格し、管理委員会の認証を得て、登録手続きを完了しなければならない。

7. 技量資格の帰属

技量資格は、登録者本人に帰属するものとし、登録者には適格性証明書が交付される。

8. 技量資格の有効期間

- (1) 新規に取得した技量資格の有効期間は、中間審査を含め5年とする。
- (2) 更新により取得した技量資格の有効期間は、保有する技量資格の有効期間満了日の翌日から中間審査を含め5年とする。

第3章 検 定 試 験

9. 検定試験の種類

- (1) 検定試験は、原則として定時試験により実施する。ただし、管理委員会及び検定委員会が必要と認めた場合は、随時試験を行うことができる。

1) 定時試験

検定委員会が実施場所、実施時期等の年度計画を策定し、管理委員会という)の承認を経て、協会会誌及び協会ホームページにて公表する。

2) 随時試験

検定委員会は、協会会員又は国及び地方公共団体の公的機関等から検定試験の開催要請があった場合、その要請内容を検討し、管理委員会へ具申・承認を経て実施する。

- (2) 検定試験の内容は、新規試験、更新試験及び追試験とする。

10. 検定試験の定員

検定委員会は、検定試験の都度、実施場所の規模等を勘案して、検定試験の受験者定員を決定する。

11. 受験資格

11.1 新規試験の受験資格

新規試験を受験しようとする者は、次の各号を満足していなければならない。

- (1) 満18歳以上の者。
- (2) 3種を受験する者は、JIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）のUTレベル1、UTレベル2、UTレベル3のうちのいずれかの資格を保有していること。

11.2 更新試験の受験資格

更新試験を受験しようとする者は、次の各号を満足していなければならない。

- (1) 鉄筋継手部検査技術者技量資格の登録者で、中間審査期間内に当該審査を完了した者。
- (2) 登録された技量資格の有効期間の満了日の1年前から受験することができる。
- (3) 保有する資格種別と同種別若しくは3種登録者が2種、1G種、1W種、1M種、2種登録者が1G種、1W種を受験することができる。

11.3 検定試験の併願受験の制限

鉄筋継手部検査技術者技量検定試験における併願受験は認めない。

12. 受験の手続き

12.1 新規試験、更新試験及び追試験の申請

- (1) 受験者は、受験申請に際して、受験種別に応じて表 3 に示す受験申請書類を準備し、検定委員会に提出しなければならない。

表 3 受験種類及び受験種別による受験申請提出書類

試験種別 ・種類 提出書類	新規		更新	追試験
	3 種以外	3 種	全種別	全種別
1)	○	○	○	○
2)	○	○		
3)			○	
4)		○		

- 1) 鉄筋継手部検査技術者技量検定試験受験申請書（様式 1）
 2) 本人確認書類（住民票、運転免許証の写し、パスポートの写しのいずれか）
 3) 鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書の写し
 4) 「JIS Z 2305 非破壊試験-技術者の資格及び認証」による資格証明書（UT レベル 1、UT レベル 2 又は UT レベル 3）の写し

※表中の○印は提出書類を示す。

12.2 受験申請書類等の提出

受験者は、必要な受験申請書類を過不足無く準備し、「5.3 受験申請の受付」期間内に、次の「受験申請書類の提出先」へ送付又は持込む。

<受験申請書類の提出先>

〒300-2633

茨城県つくば市遠東東山 778

公益社団法人 日本鉄筋継手協会 受験申請係 宛

12.3 受験申請の受付

- (1) 受験申請の受付は、検定試験実施日の 60 日前から、検定試験実施日の 30 日前までとする。
 (2) 本規定に定める「10. 検定試験の定員」に達した場合は、受験申請の受付を締め切ることがある。

12.4 受験申請の受付完了

検定委員会の管理のもと協会事務局は、受験申請に必要な提出書類に過不足が無いことを確認し、協会受付印の押印をもって受付を完了とする。

12.5 超音波探傷器使用機種 of 申請

- (1) 受験申請受付完了後、実技試験の受験者は協会より送付された「超音波探傷器 使用申請書」（様式 2）に超音波探傷・測定実技試験で使用する超音波探傷器ごとの受験者名を記入の上、協会に提出する。なお、航空機を利用して試験会場に会場する予定の受験者で、接触媒質の借用を希望する者は、合わせて借用の申請を記入する。

- (2) 1台の超音波探傷器を複数名の受験者で使用する場合は、1台につき原則2名までとする。
- (3) 協会は、受験者より提出された「超音波探傷器 使用申請書」の内容により、実技試験の班割りを行う。なお、協会は、受験者より提出された「超音波探傷器 使用申請書」を検定試験で使用されている超音波探傷器の使用状況調査に利用する場合がある。

12.6 受験申請の取消し

受験申請の取消しは、検定試験実施日の14日前までに、所定の手続きを行った場合に限り認める。

13. 受験者に送付する書類

協会事務局は、原則として検定試験実施日の7日前迄に、検定試験に必要な次の書類を受験者に送付する。

- (1) 受験票
- (2) 検定試験実施計画書
- (3) 検定試験会場の案内
- (4) 受験料請求書（協会との契約による自動引落としを利用している場合は除く）
- (5) その他、受験に必要と認めた書類等

14. 受験料の納付

受験者は、協会より送付された支払通知書に記載された払込期日までに、受験料を納付しなければならない。ただし、協会との契約による口座振替を利用している場合は、この限りではない。

15. 検定試験の内容

15.1 新規試験及び更新試験 (1) 新規試験は、学科試験及び実技試験とする

(2) 更新試験は、実技試験とする。

15.2 学科試験

学科試験は、筆記試験とし、表4のとおりとする。

表4 学科試験問題数及び試験時間と学科試験項目

試験種別	試験問題数	試験時間	学科試験項目※
1G種	10問	20分	1)、2)、3)、4)、7)、8)
1W種	10問	20分	1)、2)、3)、5)、7)、8)
1M種	10問	20分	1)、2)、3)、6)、7)、8)
2種	15問	30分	1)、2)、3)、4)、5)、7)、8)
3種	20問	40分	1)、2)、3)、4)、5)、6)、7)、8)

※学科試験項目

- 1) 鉄筋に関する知識
- 2) 鉄筋コンクリート構造に関する基礎知識
- 3) 鉄筋継手及び鉄筋継手部検査に関する基礎知識
- 4) 鉄筋のガス圧接継手部の検査に関する知識

- 5) 鉄筋の溶接継手部の検査に関する知識
- 6) 鉄筋の機械式継手部の検査に関する知識
- 7) 安全及び災害防止
- 8) (公社)日本鉄筋継手協会資格者倫理規定

15.3 実技試験

- (1) 実技試験は、超音波探傷・測定実技試験及び外観検査実技試験とする。なお、実技試験における超音波探傷・測定試験体本数、外観検査試験体本数及び実技試験時間は、表5のとおりとする。

表5 実技試験の試験体本数及び試験時間

試験種別	超音波探傷・測定実技試験		外観検査実技試験	
	試験体本数	試験時間	試験体本数	試験時間
1 G種	ガス圧接継手 5本	30分	ガス圧接継手 5本	5分
1 W種	溶接継手 5本	30分	溶接継手 5本	5分
1 M種	機械式継手 5本	30分	機械式継手 5本	5分
2種	ガス圧接継手 5本	40分	ガス圧接継手 5本	10分
	溶接継手 5本		溶接継手 5本	
3種	ガス圧接継手 5本	60分	ガス圧接継手 5本	15分
	溶接継手 5本		溶接継手 5本	
	機械式継手 5本		機械式継手 5本	

- (2) 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子は、表6のとおりとする。

表6 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子

試験種別	超音波探傷器	探触子
1 G種	汎用探傷器又は専用探傷器	斜角探触子
1 W種	汎用探傷器又は専用探傷器	二面振動子斜角探触子
1 M種	汎用探傷器	表面SV波探触子
2種	汎用探傷器又は専用探傷器	ガス圧接継手：斜角探触子 溶接継手：二面振動子斜角探触子
3種	汎用探傷器	ガス圧接継手：斜角探触子 溶接継手：二面振動子斜角探触子 機械式継手：表面SV波探触子

18. 検定試験の準備

受験者は、検定試験実施日に次の準備を行う。各項目で示す準備品以外の試験会場への持込は禁止とする。

18.1 学科試験の準備

受験者は、次の準備を行う。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）

- 3) 電卓（携帯電話、スマートフォン、携帯コンピューター、電子辞書、音を発するもの、プリンターを内蔵しているものは使用不可）

18.2 実技試験の準備

(1) 超音波探傷・測定実技試験

受験者は、次の準備を行う。なお、試験に必要なノギス、スケール、磁石については検定委員会が準備する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）
- 3) 規定「表5 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子」に定められた超音波探傷器、探触子等
- 4) 接触媒質（なお、航空機を利用して試験会場に会場に来場する場合は、事前に申請を行えば、協会から貸与する）
- 5) 斜め探傷治具（1W種、2種及び3種受験の場合）
- 6) 電卓（携帯電話、スマートフォン、携帯コンピューター、電子辞書、音を発するもの、プリンターを内蔵しているものは使用不可）

(2) 外観検査実技試験

受験者は、次の準備を行う。なお、試験に必要なノギス、SYゲージは検定委員会が準備する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）

19. 検定試験の実施

19.1 検定試験の手順

(1) 受付

- ①点呼
- ②検定委員に受験票を提示する。
- ③ゼッケンを受け取り、着用する。
- ④検定試験の実施内容の説明

(2) 学科試験

- ①指定された会場及び座席への移動
- ②注意事項の説明
- ③試験開始
- ④試験終了

(3) 実技試験

1) 超音波探傷・測定実技試験

- ①点呼（班ごとに行う）
- ②指定された会場及び座席への移動
- ③注意事項の説明
- ④試験開始
- ⑤試験終了

2) 外観検査実技試験

- ①点呼（班ごとに行う）
- ②指定された会場への移動
- ③注意事項の説明
- ④試験開始
- ⑤試験終了

(4) 受験の終了

受験するすべての試験終了後、ゼッケンを返却する。

19.2 検定試験の注意事項

(1) 受付

受験者の遅刻は認めない。ただし、公共交通機関の遅延運休で、受付時間前に事前連絡があり、検定試験の実施計画に支障がないことが確認できた際は、受験を許可する場合がある。

(2) 学科試験

- 1) 受験票、筆記用具以外の物はすべて机の下に置く
- 2) 携帯電話、スマートフォンの電源を切る。
- 3) 受験票は机の上に置く
- 4) ゼッケンを着用する。
- 5) 一度試験会場の外に出た場合は、再び会場に入室することはできない。
- 6) 試験時間及び問題数は、規定「表3 学科試験問題数及び試験時間と学科試験項目」による。
- 7) 試験開始後 10 分より途中退出ができる。
- 8) 解答用紙を持ち帰った場合は失格となる。

(3) 超音波探傷・測定実技試験

別添の「超音波探傷・測定実技試験に当たっての注意事項（付1）」による。

(4) 外観検査実技試験

別添の「外観検査実技試験に当たっての注意事項（付2）」による。

20. 検定試験における失格

学科試験及び実技試験において、検定委員が次の行為により受験の中止又は無効を判断した場合は、検定委員の合議により失格とする

- (1) 受験者の責任によって検定試験の開始及び続行が不可能な場合
- (2) 受験者の不正行為を検定委員が確認した場合
- (3) 受験者自らが棄権を申し出た場合

21. 検定試験の評価・認証

21.1 検定試験の採点・評価

検定委員会は、表7に示す評価・合否判定基準に基づき、学科試験と実技試験の採点・評価を実施する。

21.2 評価・合否判定基準

評価・合否判定基準は、表7のとおりとする。

表 7 評価・合否判定基準

試験種別	実技試験（正解本数）		学科試験 (合格点)
	超音波探傷・ 測定実技試験	外観検査実技試験	
1 G種	ガス圧接継手 4本以上	ガス圧接継手 5本	70点 以上
1 W種	溶接継手 4本以上	溶接継手 5本	
1 M種	機械式継手 4本以上	機械式継手 5本	
2種	ガス圧接継手 4本以上	ガス圧接継手 5本	
	溶接継手 4本以上	溶接継手 5本	
3種	ガス圧接継手 4本以上	ガス圧接継手 5本	
	溶接継手 4本以上	溶接継手 5本	
	機械式継手 4本以上	機械式継手 5本	

2.2. 検定試験の合否判定

22.1 合否判定基準

表 7 の評価・合否判定基準を満足する受験者を合格とする。

22.2 合否の判定・認証

管理委員会は、検定委員会の採点・評価結果に基づき、受験者の合否判定を行う。その結果、合格した者に対して資格認証を行う。

(1) 合格

受験したすべての試験において、評価・合否判定基準を満足している場合、合格とする。

(2) 追試験

新規試験において、学科試験又は実技試験のいずれか一方が評価・合否判定基準を満足し、他方が評価・合否判定基準を満足しなかった場合、追試験とする。

(3) 不合格

合格及び追試験以外の場合、不合格とする。

2.3. 合否判定結果の通知

管理委員会は、検定試験実施日より 30 日以内に、受験者への合否判定結果を通知する。

2.4. 追試験の判定を受けた者の取扱い

合否判定において追試験の判定を受けた者は、判定日より180日以内に、評価・合否判定基準を満足しなかった学科試験若しくは実技試験の追試験を受験することができる。

2.5. 更新試験で不合格の判定を受けた者の取扱い

更新試験で不合格の判定を受けた者は、技量資格の有効期間の満了日まで、更新試験を受験することができる。

第 4 章 適 格 性 証 明 書

2.6. 適格性証明書の交付

- (1) 検定試験の合格者への交付
協会は、検定試験に合格し、技量の適格性を認証された者に適格性証明書を交付する。
- (2) 中間審査において適格性認証継続を「可」と判定された者への交付
協会は、中間審査規定で定める「14. 審査完了に伴う適格性証明書の取扱いと再評価」により、適格性認証継続を「可」と判定された者に適格性証明書を交付する。

27. 適格性証明書の使用期限

- (1) 新規又は更新により取得した適格性証明書の使用期限は、中間審査期間の終了日までとする。
- (2) 中間審査を完了した技量資格の適格性証明書の使用期限は、技量資格の有効期間の満了日までとする。

28. 適格性証明書の記載事項

適格性証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 登録者氏名、生年月日、写真
- (2) 所属先住所表示の都道府県名
- (3) 資格の種類と種別及び有効期間
- (4) 登録者番号（資格番号）
- (5) 登録日
- (6) 適格性証明書の使用期限
- (7) 所属先名及び会員種別
- (8) その他必要事項

29. 適格性証明書の処分・返納

登録者は、次の場合、適格性証明書を裁断し処分するか又は速やかに管理委員会宛に返納しなければならない。

- (1) 更新試験に合格した場合
- (2) 「31. 適格性証明書の失効」の事由により、適格性証明書が失効となった場合

30. 適格性証明書の再発行

- (1) 登録者は、次の場合、管理委員会へ適格性証明書を返納し、再発行を申請しなければならない。
 - 1) 適格性証明書の記載事項に変更があった場合
 - 2) 適格性証明書を紛失又は著しく損傷した場合
- (2) 登録者は、適格性証明書の再発行を申請する場合には、以下の書類を管理委員会へ提出する。
 - 1) 氏名変更による申請の場合
 - ①適格性証明書再発行申請書 1通
 - ②保有する適格性証明書 1枚

- ③戸籍謄本の写し 1通
 - 2) 所在地変更による申請の場合
 - ①適格性証明書再発行申請書 1通
 - ②保有する適格性証明書 1枚
 - ③本人確認書類（住民票、運転免許証の写し、住所部分を含むパスポートの写しのいずれか） 1通
 - 3) 所属勤務先変更による申請の場合
 - ①適格性証明書再発行申請書 1通
 - ②保有する適格性証明書 1枚
 - ③旧所属勤務先退職証明書、旧所属勤務先専属下請解約届、新所属勤務先在職証明書のいずれか 1通
 - 4) 損傷による申請の場合
 - ①適格性証明書再発行申請書 1通
 - ②保有する適格性証明書 1枚
 - 5) 紛失による申請の場合
 - ①適格性証明書再発行申請書 1通
 - ②本人の顔写真 1枚
- (3) 管理委員会は、前項の申請内容を審査の上、適格性証明書の再発行を行う。

3 1. 適格性証明書の失効

次の場合は、登録者の適格性証明書を失効とする。

- (1) 中間審査未了により適格性証明書の有効期限が切れた場合
- (2) 技量資格の有効期間満了により適格性証明書の有効期限が切れた場合
- (3) 適格性証明書の記載事項を改ざんした場合
- (4) 適格性証明書を不正に使用した場合
- (5) 適格性証明書を他人に使用させた場合
- (6) 適格性証明書で与えられた検査可能範囲を超えて検査を行った場合
- (7) その他の不正行為又は登録者本人の責に帰する重大な過失があった場合

第5章 その他

3 2. 受験の停止

受験者が次の事項に該当する場合には、受験票送付後であっても、検定委員会及び管理委員会は申請のあった検定試験の受験を停止させる。同時に、停止期間を決定して受験者に通知する。

- (1) 受験者としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 「3 1. 適格性証明書の失効」の事由が発生した場合

3 3. 合格の取消し

検定試験において受験者が不正を働いたことが判明した場合は、検定委員会及び管理委員会の決定により、合格を取り消す。

34. 異議申立て

- (1) 検定試験の受験者は、検定試験の判定結果に異議のある場合には、判定結果の通知日より 30 日以内に限り、管理委員会に文書をもって異議申立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、検定試験又は適格性証明書の取扱いなどに異議のある場合は管理委員会に対し、文書をもって異議申立てを行うことができる。

35. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、検定委員会が発議し、要員認証運営委員会及び管理委員会の審議・承認を経た後、理事会へ報告しなければならない。

附 則

1. 本規定は、平成 30 年 3 月 8 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規定の実施要領等は別に定める。
3. 検定料金等は、日本鉄筋継手協会料金表による。
4. 溶接継手の超音波探傷・測定実技試験は、平成 31 年 3 月 31 日まで、JRJS 0005 : 2008 (鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準(案)) に基づく試験方法でも良いこととする。
5. 実技試験における超音波探傷・測定試験体本数、外観検査試験体本数及び実技試験時間は、平成 31 年 3 月 31 日まで、表 8 のとおりとする。

表 8 実技試験の試験体本数及び試験時間

試験種別	超音波探傷・測定実技試験		外観検査実技試験	
	試験体本数	試験時間	試験体本数	試験時間
1 G 種	ガス圧接継手 5 本	30 分	ガス圧接継手 5 本	5 分
1 W 種	溶接継手 5 本	45 分	溶接継手 5 本	5 分
1 M 種	機械式継手 5 本	30 分	機械式継手 5 本	5 分
2 種	ガス圧接継手 5 本	55 分	ガス圧接継手 5 本	10 分
	溶接継手 5 本		溶接継手 5 本	
3 種	ガス圧接継手 5 本	75 分	ガス圧接継手 5 本	15 分
	溶接継手 5 本		溶接継手 5 本	
	機械式継手 5 本		機械式継手 5 本	

6. 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子は、平成 31 年 3 月 31 日まで、表 9 のとおりとする。

表9 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子

試験種別	超音波探傷器	探触子
1 G種	汎用探傷器又は専用探傷器	斜角探触子
1 W種	汎用探傷器又は専用探傷器	斜角探触子又は二面振動子斜角探触子
1 M種	汎用探傷器	表面S V波探触子
2種	汎用探傷器又は専用探傷器	ガス圧接継手：斜角探触子 溶接継手：斜角探触子又は二面振動子 斜角探触子
3種	汎用探傷器	ガス圧接継手：斜角探触子 溶接継手：斜角探触子又は二面振動子 斜角探触子 機械式継手：表面S V波探触子

<附属書類>

- 【検 JI-規定-様式 01】 鉄筋継手部検査技術者技量検定試験（JI）受験申請書
鉄筋継手部検査技術講習会受講申請書
- 【検 JI-規定-様式 02】 超音波探傷・測定実技試験において使用する超音波探傷器について
- 【検 JI-規定-付 01】 鉄筋継手部検査技術者技量検定試験 超音波探傷・測定実技試験に当たっての注意事項
- 【検 JI-規定-付 02】 鉄筋継手部検査技術者技量検定試験 外観検査実技試験に当たっての注意事項

改正記録表

改正 No.	改正年月日	作成	審査	承認	改正内容
R00	H19.03.08	検定委員会	検定委員会	管理委員会	初版制定
R01	H19.11.22	検定委員会	検定委員会	管理委員会	改正
R02	H20.04.18	検定委員会	検定委員会	管理委員会	適格性証明書の記載事項の変更
R03	H20.11.06	検定委員会	管理委員会	運営委員会	資格制度の変更
R04	H20.12.18	検定委員会	管理委員会	運営委員会	資格制度の変更
R05	H21.07.23	検定委員会	管理委員会	運営委員会	他の規定との整合を図るため
R06	H21.11.17	検定委員会	管理委員会	運営委員会	適用範囲、試験時間の変更及び要員認証監視委員会の指摘事項に対応
R07	H22.03.05	検定委員会	管理委員会	運営委員会	試験時間の変更
R08	H24.03.14	検定委員会	検定委員会	運営委員会 管理委員会	技量資格の有効期間の変更
R09	H25.03.11	検定委員会	検定委員会	運営委員会 管理委員会	11.2 更新試験の受験資格及び表3の変更
R10	H26.11.10	検定委員会 事務局	検定委員会	管理委員会	22. 適格性証明書の返納の変更
R11	H28.11.17	検定委員会 事務局	検定委員会	管理委員会	探触子の追加 合否判定基準の見直し
R12	H29.6.15	事務局	検定委員会	管理委員会	表2 検査作業可能範囲の変更

					実施細則と本規程を統合し、重複項目を削除
R13	H29. 11. 16	事務局	検定委員会	管理委員会	超音波探傷・測定実技試験時間の変更
R14	H30. 3. 8	事務局	検定委員会	管理委員会	表 6 の表記の変更 附則の超音波探傷・測定実技時間の実施時期変更

検定委員会：鉄筋継手部検査技術者技量検定委員会 管理委員会：要員認証管理委員会

管理者：品質システム管理者 経営管理者：上級経営管理者

公益社団法人日本鉄筋継手協会 御中

鉄筋継手部検査技術者技量検定試験 (JI) 受験申請書
鉄筋継手部検査技術講習会受講申請書

該当箇所を○チェック又は■塗り潰してして下さい

申請日：平成 年 月 日

フリガナ				
申請者氏名				
生年月日		西暦 年 月 日生 (歳)		
申請者現住所		(〒 -) TEL: FAX:		
検定試験	受験日	平成 年 月 日		
	受験種別	<input type="checkbox"/> 1 G種 <input type="checkbox"/> 1 W種 <input type="checkbox"/> 1 M種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種		
		新規	<input type="checkbox"/> 新規試験 (学科試験及び実技試験) <input type="checkbox"/> 学科追試験 (前回受験日：平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 実技追試験 (前回受験日：平成 年 月 日)	
		更新	<input type="checkbox"/> 更新試験 (実技試験のみ) (<input type="checkbox"/> 再評価)	
現有資格	鉄筋継手部検査技術者 資格No. () 種別 (種) 有効期限 年 月 日			
講習会	受講日	平成 年 月 日		
	受講種別	<input type="checkbox"/> 1 G種 <input type="checkbox"/> 1 W種 <input type="checkbox"/> 1 M種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/> 3種 ※鉄筋継手部検査技術講習会の受講は任意です。		
受験料・受講料支払方法		<input type="checkbox"/> 口座振替 (自動引落し) <input type="checkbox"/> 銀行振込 (請求書を受験票・受講票と同送します)		

のりつけ
顔写真
3cm × 2.5cm

..... <在籍証明書>

日本鉄筋継手協会 会員種別： 会員 会員外

所属事業所名：

所属事業所所在地： 〒

TEL：

FAX：

<申請必要書類>

- 新規試験及び講習会の場合：下記 1、2、3 (3種の場合、5を加える)
- 更新試験の場合：下記 1、3、4
- 学科追試験及び実技追試験：下記 1、3
- 1. 申請書
- 2. 本人確認書類 (住民票、運転免許証コピー、パスポートコピー (住所部分含む) のいずれか)
- 3. カラー顔写真1枚 (印刷によるものは不可、右上欄に貼付)
- 4. 鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書の写し
- 5. JIS Z 2305「非破壊試験-技術者の資格及び認証」UT (超音波探傷試験) の資格証明書の写し

<申請に当たっての注意事項>

- (1) 受付期間は実施日の2ヶ月前から1ヶ月前までです。期間内に下記送付先に申請書を提出して下さい。
申請書送付先：〒300-2633茨城県つくば市遠東東山778 (公社) 日本鉄筋継手協会受験申請係 (TEL: 029-847-9031)
- (2) 申請受理後、「超音波探傷器 使用機種申請書」をFAXにて所属事業所に送信いたしますので、必要事項を記入し返信して下さい。
- (3) 受験の取消しは実施日の2週間前までです。それ以降は理由のいかんに関わらず取消しはできません。
- (4) 受験票等、受験関連の書類は実施日の1週間前までに送付します。

受付印	担当者印
※事務局記入欄	※事務局記入欄

FAX 返送先 029-847-9033 (公社)日本鉄筋継手協会

鉄筋継手部検査技術者技量検定試験

受験者(所属事業所) 各位

○年○月○日(○) 地区[会場:○]

超音波探傷・測定実技試験において使用する超音波探傷器について

標記実技試験で使用する超音波探傷器ごとの受験者名を下記の申請書に記入し、○月○日(○)までに協会へ FAX の返信をお願いいたします。

なお、超音波探傷・測定実技試験では最大 20 組の試験体を1班とし、受験者数に応じて 2 班～4 班程度で試験を行っているため、1台の探傷器(探触子・斜め探傷治具等を含む)を複数で使用する場合、原則2名までの利用となりますので、ご了承下さい。

使用できる超音波探傷器 1G 種、1W 種、2 種、受験者 : 専用探傷器又は汎用探傷器
1M 種、3 種 受験者 : 汎用探傷器

○年○月○日

(公社)日本鉄筋継手協会

TEL029-847-9031 FAX029-847-9033

超音波探傷器 使用申請書

事業所名: _____ TEL: _____

■ 超音波探傷器ごとの受験者名

超音波探傷器機種名	受験種別	受験者名(1)	受験種別	受験者名(2)
探傷器 1	種		種	
探傷器 2	種		種	
探傷器 3	種		種	
備考 (使用する探傷器と探触子・探傷治具の数が異なる場合、航空機を利用して来場するため接触媒質の借用希望する場合等、特記事項をご記入下さい)				

※1セットの超音波探傷器(探触子・探傷治具)につき、原則として受験者2名までの利用となります。

鉄筋継手部検査技術者技量検定試験 超音波探傷・測定実技試験に当たっての注意事項

公益社団法人 日本鉄筋継手協会
2017年6月15日改正

●全体説明

- (1) 超音波探傷・測定実技試験に当たっての注意事項を説明します。
- (2) 受験票、筆記用具、超音波探傷機一式、接触媒質、電卓以外の物は全て机の下に置いてください。
- (3) 受験票は机の上にある三角プレートの手前に置き、携帯電話、スマートフォンの電源は切ってください。
- (4) 机の上に解答用紙が置いてありますので、受験日・受験地・氏名・受験番号・試験体組名を記入し、受験種別・受験種類は該当する所を○で囲んでください。
- (5) 試験体組名は、机の上の三角プレートに記載されているアルファベットの文字です。
- (6) 解答用紙の※印欄及び受験票には記入しないでください。なお、解答用紙の余白や裏面はメモに使用して構いません。
- (7) 受験種別ごとの試験時間・試験体及び試験体本数は表1の通りです。間違いのないよう受験してください。試験の内容は、新規、更新、追試共に同一です。

表1 試験時間・試験体及び試験体本数

受験種別	試験時間	試験体及び試験体本数
1G種	30分	圧接継手 5本
1W種	45分	溶接継手 5本
1M種	30分	機械式継手 5本
2種	55分	圧接継手 5本、溶接継手 5本
3種	75分	圧接継手 5本、溶接継手 5本、機械式継手 5本

- (8) 圧接継手・溶接継手・機械式継手の試験体は、それぞれ、「圧接」「溶接」「機械式」と書かれた箱に入っています。なお、試験開始まで、台木に試験体を載せないでください。

●実技の説明

- (1) 圧接継手は JIS Z 3062、溶接継手は JRJS 0005 により探傷してください。機械式継手は JRJS 0003 により、鉄筋の挿入長さを測定してください。
- (2) 試験体は図1及び図2の通り、テープを巻いてある方がU側で、反対側がL側です。

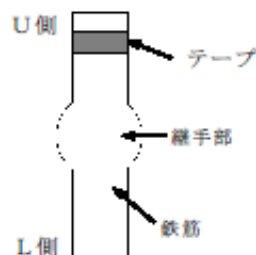


図1 圧接継手及び溶接継手試験体

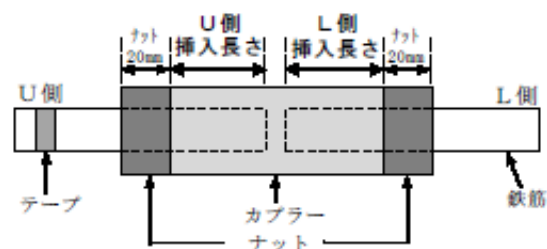


図2 機械式継手試験体

- (3) 圧接継手・溶接継手の試験体は、U側・L側の両方から又は一方から探傷した上で可否を判定

し、解答用紙の合否欄にある「合格・不合格」のいずれかを○で囲んでください。

また、合否判定に必要な基準レベルを記入してください。

- (4) 機械式継手の試験体は、図2の通り、U側・L側のカプラーへの鉄筋の挿入長さを、解答欄に整数で記入してください。

●細部の説明

- (1) 試験開始後、試験会場の外に出た場合は、再び会場に戻ることはできません。試験中にケーブルの断線や機器の故障、バッテリー不足で、会場外に代替のものを取りに行くことはできませんので注意してください。
- (2) 試験が終了したら、手を挙げて検定委員に解答用紙を提出してください。
- (3) デジタル型探傷器に記録されて持込んだデータは試験開始前に消去してください。ただし、データの消去に関して協会では責任を負いません。本日記録されたデータは、試験終了時に全て消去してください。
- (4) 電源は、超音波探傷器のバッテリーに限ります。
- (5) 試験体には、筆記用具などで線や字を書き込まないでください。
- (6) 角型の磁石は、基準線として利用してかまいません。
- (7) 試験終了後は、試験体に付着した接触媒質を拭き取って元の箱に入れてください。
- (8) 受験票は持ち帰ってください。
- (9) 協会の備品は持ち帰らないでください。
- (10) 注意事項の説明は以上です。質問のある方は手を挙げてください。ただし、試験内容に関する質問にはお答えできません。
- (11) 試験開始までに箱の蓋の裏側に書いてある番号と試験体の番号が一致していることを確認してください。

鉄筋継手部検査技術者技量検定試験

外観検査実技試験に当たっての注意事項

公益社団法人 日本鉄筋継手協会

2016年11月17日改正

- (1) 外観検査実技試験に当たっての注意事項を説明します。
- (2) 受験票、筆記用具以外の物は全て机の下に置いて下さい。
- (3) 携帯電話、スマートフォンの電源は切して下さい。
- (4) 解答用紙に受験日・受験地・氏名・受験番号・試験体組名を記入し、受験種別・受験種類は該当する所を○で囲んで下さい。
- (5) 試験体組名は、机及びバインダーに示されているアルファベットの文字です。
- (6) 解答用紙の※印欄及び受験票には記入しないで下さい。なお、解答用紙の余白や裏面はメモに使用して構いません。
- (7) 受験種別毎の試験時間・試験体及び試験本数は次の通りです。間違いのないよう受験して下さい。試験の内容は、新規、更新、追試共に同一です。

受験種別	試験時間	試験体及び試験体本数
1 G種	5分	圧接継手 5本
1 W種	5分	溶接継手 5本
1 M種	5分	機械式継手 5本
2種	10分	圧接継手 5本、溶接継手 5本
3種	15分	圧接継手 5本、溶接継手 5本、機械式継手 5本

- (8) 机の試験体組名の札が掲げられている側で受験をして下さい。
- (9) 検査は、圧接継手・溶接継手・機械式継手とも、試験体の上側の表面に白色でマークされた継手部に対して行って下さい。側面や裏面は検査対象外です。
- (10) 合格又は不合格記入欄の該当する項目に、○印を一つ記入して下さい。
- (11) 試験体は動かさないで下さい。
- (12) 試験開始後、試験会場の外に出た場合は、再び会場に戻ることはできません。なお、試験終了後は、解答用紙をその場において、検定委員の指示に従って退場して下さい。時間内に終了した場合は、挙手し、解答用紙を置いて、検定委員の指示に従って下さい。
- (13) 試験中は、受験票を机の上の検定委員に見える位置に置き、試験終了後、受験票は持ち帰って下さい。
- (14) 協会の備品は持ち帰らないで下さい。
- (15) 質問のある方は手を挙げて下さい。ただし、試験内容に関する質問にはお答えできません。